

2016年 4月 15日

熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆さまへ

株式会社全管協共済会

## 火災保険契約手続きに関する特別措置のお知らせ

熊本地方を震源とする地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。  
災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

### 記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の新規(\*)および更新手続きと保険料のお支払いを、『災害救助法が適用された日』から最大6ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口または弊社代理店までお申し出ください。

(\*) 新規契約の場合は、弊社にての予めのご登録が必要です。

#### 《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口：0120-329-431

受付時間：9:00~18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
熊本県	熊本市（くまもとし） 八代市（やっしろし） 人吉市（ひとよしし） 荒尾市（あらおし） 水俣市（みなまたし） 玉名市（たまなし） 山鹿市（やまがし） 菊池市（きくちし） 宇土市（うとし） 上天草市（かみあまくさし） 宇城市（うきし） 阿蘇市（あそし） 天草市（あまくさし） 合志市（こうしし）	4月14日（木）

	適用地域	法適用日
熊本県	下益城郡美里町（しもましきぐんみさとまち） 玉名郡玉東町（たまなぐんぎょくとうまち） 玉名郡南関町（たまなぐんなんかんまち） 玉名郡長洲町（たまなぐんながすまち） 玉名郡和水町（たまなぐんなごみまち） 菊池郡大津町（きくちぐんおおづまち） 菊池郡菊陽町（きくちぐんきくようまち） 阿蘇郡南小国町（あそぐんみなみおぐにまち） 阿蘇郡小国町（あそぐんおぐにまち） 阿蘇郡産山村（あそぐんうぶやまむら） 阿蘇郡高森町（あそぐんたかもりまち） 阿蘇郡西原村（あそぐんにしはらむら） 阿蘇郡南阿蘇村（あそぐんみなみあそむら） 上益城郡御船町（かみましきぐんみふねまち） 上益城郡嘉島町（かみましきぐんかしままち） 上益城郡益城町（かみましきぐんましきまち） 上益城郡甲佐町（かみましきぐんこうさまち） 上益城郡山都町（かみましきぐんやまとちょう） 八代郡氷川町（やつしろぐんひかわちょう） 葦北郡芦北町（あしきたぐんあしきたまち） 葦北郡津奈木町（あしきたぐんつなぎまち） 球磨郡錦町（くまぐんにしきまち） 球磨郡多良木町（くまぐんたらぎまち） 球磨郡湯前町（くまぐんゆのまえまち） 球磨郡水上村（くまぐんみずかみむら） 球磨郡相良村（くまぐんさがらむら） 球磨郡五木村（くまぐんいつきむら） 球磨郡山江村（くまぐんやまえむら） 球磨郡球磨村（くまぐんくまむら） 球磨郡あさぎり町（くまぐんあさぎりちょう） 天草郡苓北町（あまくさぐんれいほくまち）	4月14日（木）

末筆にて失礼に存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上